

議案第108号

## 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部改正について

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例（平成20年静岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条」を「第11条第1項」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

区分			金額
入浴施設の利用 料金の限度額	宿泊者以外 の者	12歳以上の者	1人1回につき 780円
		6歳以上12歳未満の者	1人1回につき 300円
宿泊施設の利用 料金の限度額	宿泊者	12歳以上の者	1人1泊につき 6,280円
		6歳以上12歳未満の者	1人1泊につき 3,130円
	宿泊者以外 の者	2人部屋	1室2時間までごとに 2,350円
		4人部屋	1室2時間までごとに 3,130円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後

の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。)がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第2の規定に基づく静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。